

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限については、健康保険法第47条の規定により、前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当健保の令和4年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額は、410,000円でした。

つきましては、健康保険法第47条第2項の規定に基づき、任意継続被保険者の令和5年度標準報酬月額上限を下記のとおり公告します。

記

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 標準報酬月額上限額 | 410,000円 |
| 2. 適用年月日 | 令和5年4月1日 |

令和5年3月3日

ダイハツ健康保険組合
理事長 竹田 眞也